

経営 Q & A

相談に答える人

ひるま
晝間法律事務所

弁護士 晝間 光雄

少額債権の回収方法

Question

私はA電気店を経営しています。平成18年10月20日、取引先のBに対してパソコン3台を60万円で売り渡し、代金については平成18年11月30日までに支払ってもらう約束をしました。そして、平成18年11月1日に商品を配達し、その後請求書を送付して、支払いを待っていたのですが、約束の日を過ぎても入金がありません。

私は電話や訪問による督促を行いました。資金繰りが苦しいとのことではなかなか支払ってもらえません。販売したパソコンを取り戻そうかとも考えましたが、Bはすでに3台とも第三者に売却しており、その代金も他の支払いに充てていました。Bはすぐに倒産するようなことはないと思うのですが、このままずるずるいってしまうと回収できずに終わってしまうのではないかと心配しています。売掛金を回収するよい方法はないでしょうか。

Answer

通常を取り引きから発生する売掛金等は、担保を取っていないのが一般的ですので、まずは、粘り強く交渉を行っていくことが基本だと言えます。しかし、相手方に支払いに対する誠意がない場合には、話し合いによる解決がなかなか期待できませんので、公的制度を利用して回収することを検討した方がよいかもしれません。

ご自身で法的回収が行える制度の一つに、少額訴訟があります。少額訴訟は手続きが比較的容易ですし、原則として審理が1回で終了するため、時間をかけずに解決を図ることが可能な制度です。ここでは、少額訴訟の特色や手続きの流れなどを中心に解説していきます。

はじめに ～消滅時効の確認～

債権回収を行う場合、請求しようと考えている債権が消滅時効にかかっていないか確認してください。というのも、時効が完成していると、裁判手続きを行っても判決を得ることができなくなってしまう恐れがあるからです（任意に支払ってもらう場合は問題ありません）。

債権の消滅時効の期間は、債権の種類によってさまざまです（表 - 1）。本件の債権は売掛金ですから、請求できるとき（本件では平成 18 年 11 月 30 日）から 2 年間で時効にかかってしまいますので注意してください。

表 - 1 消滅時効期間

債権の内容	時効の起算日	期間
一般債権	支払日の翌日	10年
一般商事債権	支払日の翌日	5年
商品売却代金	支払日の翌日	2年
工事請負代金	工事終了時（原則）	3年
運送費	支払日の翌日	1年
ホテル・旅館等の宿泊費	支払日の翌日	1年
約束手形の対振出人請求権	満期日の翌日	3年
小切手の対振出人請求権	呈示期間経過の翌日	6カ月

内容証明郵便

（１）内容証明郵便とは

一般的な督促方法には、電話や訪問など口頭によるものや請求書など通常の文書を送付する方法があります。最初はこの督促でよいと思いますが、相手方がなかなか支払ってくれない場合には、内容証明郵便による督促を検討した方がよいかもしれません。

内容証明郵便は手紙の一種です。発送することによって、督促に強制力が生じたり、相手方に具体的な行為をする義務を生じさせたりするわけではありません。しかし、差出人が次に取る法的な措置を含めた対応を相手方に予測させるには十分で、場合によっては相手方が自発的に支払ってくれることもあるため、非常に有効な手段の一つなのです。内容証明郵便の使用目的と効果を整理すると表 - 2 のようになります。

表 - 2 内容証明郵便の使用目的と効果

使用目的	郵便の文言の内容を証明すること。発送した日付を明らかにすること。
効果	催告請求の事実の証明、時効中断（但し、発送後 6 ヶ月以内に訴訟・差押え等の法的措置を講じるか、未収納者から未収納金が存在する旨を承認した返済がないと中断しません）。

(2) 内容証明郵便の作成方法

内容証明郵便のイメージは図 - 1 のようになります。1枚の用紙に書ける文字は「1行20字×26行」で、用紙サイズに制限はありませんが、A4版を使うのが一般的です。そして、同じ内容のものを3通（差出人用、郵便局保管用、受取人用）作成します。漢字、かな、数字、英字及び括弧、句読点等も1字とし、丸数字（、など）は2字とします。末尾に差出人と受取人の氏名と住所をそれぞれ記載し、差出人の氏名の後に押印します。記載内容は支払義務、滞納期間、滞納金額、遅延損害金額、支払期限、作成年月日等を明確に記載します。

(3) 内容証明郵便の送付方法

集配郵便局と地方郵政局長の指定した郵便局のみ（本局など）で取り扱います。文書3通、封筒1通（文書末尾に記載のとおり封筒に差出人、受取人の住所・氏名を記載します）を封をせず郵便局窓口を持参し、必ず内容証明郵便、配達証明書付きと告げて提出してください。後日、郵便局から受取人に配達した日付を記載した葉書（配達証明書）が差出人に送られてきます。なお、配達証明は内容証明とは別になりますが、これにより相手方に届いたかどうかを証明することができますので、必ず付けるようにしてください。

少額訴訟

内容証明郵便等で督促をしても、一向に支払ってくれない場合は、裁判所などの公的機関を利用することを検討した方がよいでしょう。なかでも、本件のように債権が少額の場合には、少額訴訟の利用が有効だと考えられます。

(1) 少額訴訟とは

少額訴訟は、日常生じやすい少額の金銭トラブルについて、「自分自身でできる、迅速で簡便な解決手続きを」とのニーズに応え、制定されたものです。

具体的には、60万円以下の小口債権であれば、簡単な訴状を書いて裁判所に申し立てを行い、1回の裁判期日（口頭弁論という）に審理を済ませて、その場で判決をもらう（即日判決）というものです。裁判所に出向くのは原則として1回だけです。

図 - 1 内容証明郵便のイメージ

通 知 書	
当社（以下「通知人」という）を売主、貴殿を買主として、以下の内容にて売買契約を締結しました。	
契約締結日	平成18年10月20日
売買目的物	パソコン3台
売買金額	60万円
代金支払	平成18年11月30日限り
通知人は約束の日に納品をし、その後貴殿に請求書を送付し支払いを待っていました。しかし平成18年11月30日を過ぎても代金の支払がありません。	
そこで、通知人は貴殿に対して本書をもって売掛金60万円を本書到達から10日以内に支払うよう申し入れます。	
なお、指定の期日までに代金の支払いがない場合は法的措置を執る用意があることを申し添えます。	
平成18年 月 日	
通知人	
住所	
氏名	印
被通知人	
住所	
氏名	
<small>この郵便物は平成〇年〇月〇日第〇〇〇号 書留内容証明郵便物として差出したことを証明します ○ 郵便局長</small>	

この手続きは、1回の期日（時間は最長90分程度）で処理するものですので、比較的単純な問題で、証拠や証人が揃っていて事実関係に争点はないけれども、相手方に支払能力や問題の解決に対して誠意がないというような場合に向いています。具体的には以下のようなケースが考えられます。

- 売買代金を払ってもらえない
- 知人に金を貸したが返済してくれない
- クーリング・オフしたが返金されない
- 敷金を返還してもらえない
- 賃金を支払ってほしい
- 家賃を支払ってほしい

（２）少額訴訟の特色

小口債権のスピード回収を可能にする少額訴訟には以下のような特色があります。

➤ 手続き選択の自由

60万円以下の金銭を請求する事件（以下「金銭債権事件」という）であれば、無条件に少額訴訟で処理されるわけではありません。少額訴訟を選ぶのは第一次的には原告（訴えた側）となっています。ですから、60万円以下の金銭債権事件であっても、原告が少額訴訟を希望しないときには、時間や費用はかかりますが、通常訴訟（必要があれば何度でも裁判期日が設けられ、当事者が十分に主張を尽くす手続き）で審理されることとなります。

しかしその一方で、少額訴訟を利用するか否かの選択においては、被告（訴えられた側）の意思も尊重されています。そのため、原告が少額訴訟の審理を裁判所に求めても、被告の同意が得られなければ、それを利用することはできません。被告は第一回の口頭弁論の期日までに「通常訴訟へ移行したい」旨を申し立てることができ、この場合、原告がスピード判決を求めて少額訴訟を提起しても、通常訴訟に移行してしまうのです。

では、訴える立場に立ったとき「少額訴訟を選ぶべきか、それとも通常訴訟を選択すべきか。」その選択の基準としては以下の点を参考にしてください。

- 本格的な証拠調べを必要としない場合
- 被告を容易に裁判所に呼び出せる場合
- 事実関係の確定が容易な場合
- 被告が当初から明らかに争う姿勢を示していない場合
- 年間における原告の少額訴訟の利用回数が10回を超えていない場合

▶ 60万円以下の金銭債権に限定

少額訴訟は、一定の金銭債権の支払いを対象としています。この金銭債権の代表的なものが「売掛金」や「貸金」です。

また、少額訴訟は、私人間の少額の紛争を裁判手続きにより、迅速・低廉・簡易かつ公平に解決する制度です。この制度目的に合わせて、少額訴訟を利用できるのは「60万円以下の金銭債権」に限定されています。ここで言う「60万円」とは、少額訴訟で請求できる元金の上限の金額で、遅延利息などは含まれません。従って、遅延利息が2万円あれば、それを加算して62万円を請求することができます。

▶ 裁判所の裁量権

通常、裁判の解決方法には、判決（60万円を支払え）をもらう場合と和解（支払う方の支払能力を勘案して、60万円を6回に分けて支払う）をする場合の二つがあります。ただし、和解は当事者双方がそれに同意をしない限り、裁判所は和解による解決をすることはできません。

これに対して、少額訴訟は当事者双方が和解に対して同意していなくても、裁判所の判断で支払う方の支払能力等を勘案して、一定期間支払いを猶予させたり、分割払いにより支払わせたりするなど、和解的判決を出すことができます。この点で被告側としても通常訴訟よりも少額訴訟での解決の方が好ましいといえる場合があるのです。

▶ その他

少額訴訟は簡易迅速をモットーとしているため、簡易裁判所での一審手続きのみで確定し、上級裁判所への控訴は禁止されています。不服がある場合には、2週間以内であれば当該裁判所に対する異議を申し立てることは可能です。しかし、それを過ぎてしまうと判決が確定し、内容を争うことができなくなりますので注意してください。

また、原告の言い分が認められた少額訴訟判決には、「この判決は、仮に執行することができる」旨の仮執行宣言が付されます。ですから、原告は判決が確定する前であっても、少額訴訟判決の内容を裁判所の強制執行手続きを通じて実現することができます（ただし、被告が異議を申し立てるとともに、強制執行停止手続きを求めた場合には、手続きが停止されることがあります）。

（3）申立書（訴状）の作成方法

少額訴訟を起こす場合、訴状という申し立ての書面を作成して、それを簡易裁判所に提出することになります。各簡易裁判所には、貸金返還請求、売買代金請求、敷金返還請求、交通事故による損害賠償請求等、いくつかのパターンの訴状用紙が備えられていますので、それを利用するとよいでしょう。なお、訴状のサンプル、手数料および郵便切手の額の一覧表は、東京簡易裁判所のホームページから入手できます。

次ページに、訴状の作成方法と作成時の留意点をまとめていますので、参考にしてください。

▶ 訴状の表書き

訴 状

事件名 売買代金請求事件
 少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは 回目です。 簡易裁判所 御中 平成 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所（所在地）
 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名（会社名・代表者名）
 甲 野 太 郎 印

原告（申立人）
 TEL 03-〇〇〇〇-xxxxxx FAX 03-〇〇〇〇-△△△△
 原告（申立人）に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行って下さい。
 上記住所等
 勤務先 名称
 〒
 送達場所
 住所
 TEL
 その他の場所（原告等との関係）
 〒
 住所
 TEL
 原告（申立人）に対する書類の送達は次の人に宛てて行って下さい。
 氏名

被告（相手方）
 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所（所在地）
 東京都△△区△△町△△丁目△番△号
 氏名（会社名・代表者名）
 乙 野 次 郎
 TEL 03-△△△△-xxxxxx FAX 03-△△△△-△△△△
 勤務先の名称及び住所
 〒
 住所
 TEL

訴訟物の価額	円	取扱者
貼用印紙額	円	
予納郵便切手	円	
貼用印紙	裏面貼付のとおり	

・原告の住所・氏名等を記載します。ここに間違いがありますと裁判所が後日連絡をすることができなくなりますので、正確に記載してください。また、昼間連絡が取れるところも記載しておいてください。

・被告の名称・連絡先等を記載します。訴状の送達は日中に書留郵便（特別送達）にて行われますので、記載の住所に夜間はあるが日中いないと思われる場合はその旨を記載しておくといでしょう。

▶ 請求の趣旨、紛争の要点（請求の原因）、添付書類の記載

売買代金

請求の趣旨
 1 被告は、原告に対して、次の金員を支払え。
 金600,000円
 上記金額に対する 平成18年12月1日 から
 訴状送達の日翌日
 支払済みまで 年6% の割合による遅延損害金
 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
 との判決（ 及び仮執行の宣言）を求めます。

紛争の要点（請求の原因）
 原告（電気小売業者）が被告に売り渡した物件
 契約日 平成18年10月20日
 （から平成 年 月 日まで）
 品 目 パソコン
 数 量 3台
 代 金 金600,000円
 支払期日 平成18年11月30日
 代金支払状況
 全額未払い
 代金のうち金 円未払い
 その他の参考事項

添付書類
 契約書 受領書 請求書（控） 納品書
 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

・被告に請求する金額（売買代金）を記載します。本件では、売買代金は60万円ですので、その旨記載します。

・支払時期を過ぎていますので、売買代金に対して遅延損害金を求めることが可能です。
 ・その場合には、いつからの遅延損害金を求めるかを記載します。代金の支払日が確定している場合は、その翌日を記載してください。代金の支払日を特に約束していない場合や期日は過ぎていますが、どの日か特定することが困難な場合には訴状送達の日翌日をチェックします。本件では支払時期は平成18年11月30日ですので、遅延損害金の発生は平成18年12月1日からとなります。
 ・遅延損害金の利率は、商取引の場合は年6分、商取引ではない場合は年5分になります（特約がある場合は、その特約した利率）。

・原告や被告が会社の場合には、商業登記簿謄本を訴状と一緒に提出します。
 ・証拠書類がある場合は、その書類のコピーを2通作成して、訴状と一緒に提出します。

・商取引の場合には、どのような商売をしているかを記載します。本件では電気店ですのでその旨記載します。
 ・売買契約成立日（物品を売り渡した日）を記載します。本件では平成18年11月1日ですのでその旨記載します。
 ・売却した物品を特定するため、物品名と数量を記載します。なお、売却対象物が多岐に亘り、書ききれない場合は別紙という形で別の用紙に（A4であれば何でも可）整理して記載します。
 ・一定期間の売買取引の場合は、その取引期間を記載します。
 ・被告が代金の一部を支払っている場合はその旨も記載します。
 ・更に被告が代金を支払わない理由や言い分など他に参考となることがあればそれを記載します。

(4) 訴訟提起にかかる費用

印紙の貼付

訴状には、手数料としてその請求額に応じた収入印紙を貼ります（収入印紙の額は請求額の約1%、60万円を請求する場合には6,000円）。

郵券の納入

訴状提出の際には郵券（郵便切手）を納めます。納める郵券は、相手方の人数によって異なりますが、1名の場合はおよそ金4,000円ぐらいとされています（管轄裁判所により切手の金額、内訳は異なる場合がありますので確認して下さい）。

(5) 訴状の提出先

訴状は、原則として、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所に提出します（例えば、相手方の住所地が東京都の23区内にある場合は東京簡易裁判所）。また、訴状に関しては裁判所の分のほか、相手方の人数分に加え自分の分も必要となりますので、必要な数だけ作成しておいてください。

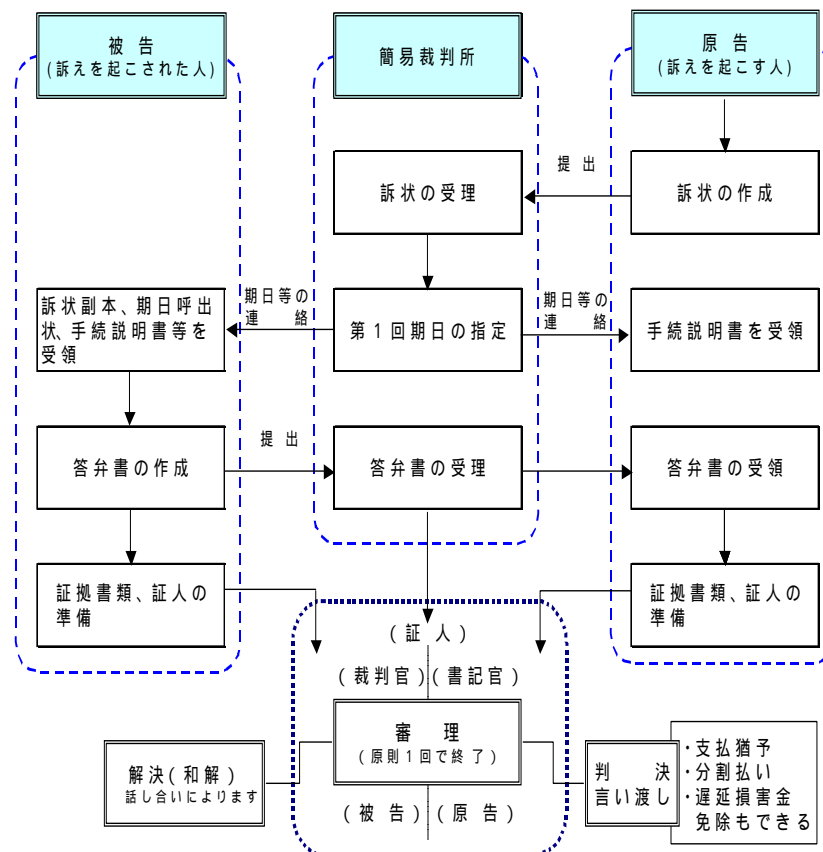
(6) 手続きの流れ

少額訴訟の流れを図示すると、図-2のようになります。

少額訴訟による審理を
求める訴状が裁判所で受け付けられると、最初の期日が決められ、当事者双方にその通知があります。被告（訴えを起こされた人）には、訴状の副本と一緒に少額訴訟の内容を説明した書面、答弁書、事情説明書といった書面が同封されています。被告は答弁書で自分の言い分を書いて反論することができます。

少額訴訟では裁判所が最初の期日に当事者双方の言い分を聞いたり、証拠を調べたりして判決をするので、証拠は最初の期日に提出できるように

図-2 少額訴訟手続きの流れ



準備しておきましょう。主な証拠としては、契約書、領収書、覚書などの証拠書類や、人証といって証人や当事者本人などの供述があります。

審理が終わると判決になりますが、判決以外にも、訴訟の途中で裁判所で話し合いをして、相手方との間で分割払いの約束をするなど、和解の方法による解決をすることもできます。

また、前述のとおり、判決も支払うか支払わないかといったオール・オア・ナッシング的なものではなく、「分割して支払え」といった和解的判決ができる場合があります。例えば、被告から「一括は無理だが、毎月5万円ずつであれば支払える」との申し出があり、裁判所が被告の経済状況からしてやむを得ないと判断したら、原告が同意していなくても、「被告は原告に対して金60万円を毎月5万円ずつ12回に分割して支払うこと」といった判決ができる可能性もあるのです。

なお、決められた期日に病気などの理由で裁判所に来られない場合は、担当の裁判所書記官に必ず相談してください。やむを得ないときには、期日を変更できます（この場合には、事情を説明する診断書など書類の提出を求められることがあります）。ただし、仕事の都合だけで期日を変更することは原則できませんので注意してください。

なお、被告が答弁書を提出しないで、決められた期日にも裁判所に出席しないときは、原告の言い分どおりの少額訴訟判決ができることもあります。

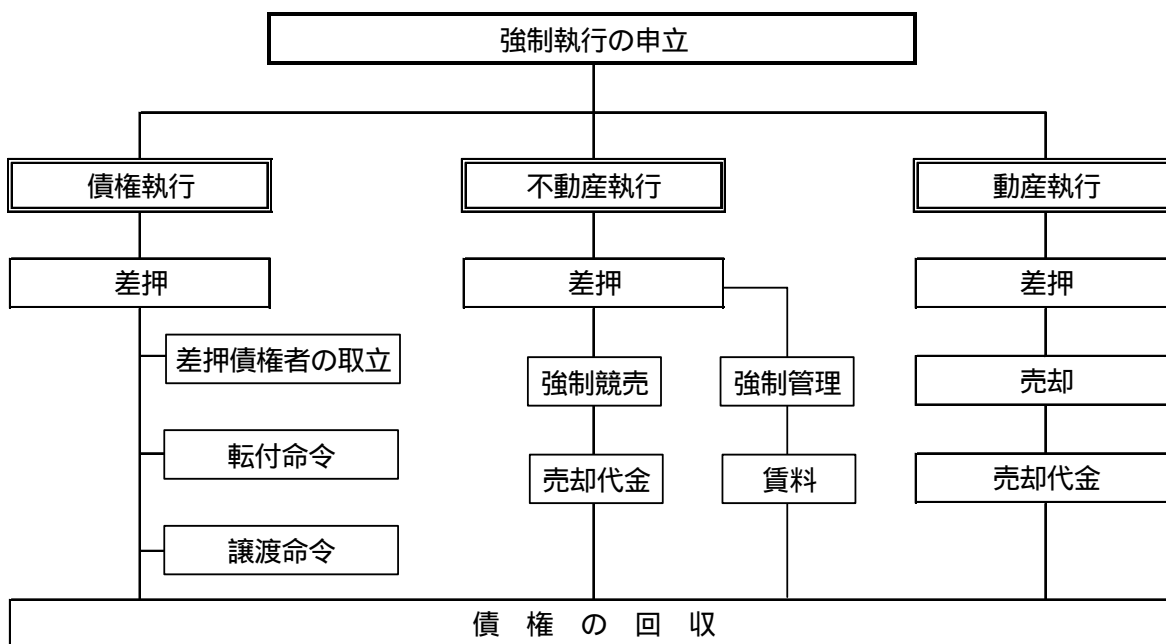
強制執行手続き

判決や和解によって事案が終了したにもかかわらず、決まった内容通り支払われなかった場合には、強制執行の手続きに入ることになります。

強制執行とは判決等により支払義務を負っている者の財産を、裁判所に申し立てることにより差し押さえて換価し、そこから配当をもらって債権を満足させる手続きです。なお、強制執行の対象となる財産としては、事務用品や家財道具の動産、土地・建物といった不動産、預金や売掛金といった債権が挙げられます。

例えば、本件で「60万円を支払うこと」という判決がでたにもかかわらず、Bが支払わなかったとしましょう。この場合、あなたがBの取引金融機関を知っていれば、預金口座を差し押さえて、回収するといった方法が考えられますし、わからなければ、Bのオフィス内にある什器や備品などを差し押さえて、換金した後に債権を回収するといった方法も考えられます。各種強制執行手続きの流れについては、図-3を参照してください。

図 - 3 各種強制執行手続きの流れ



おわりに

以上、簡単ではありますが少額債権の回収方法について説明してきました。日ごろから円滑な取り引きができていれば、少額訴訟等の手続きを使う必要はないのですが、もし、売掛金や貸金等が未回収であるが、弁護士等に頼むほどでもなく、経費もかけられないような場合には、これまでの説明を参考に、ご自身で債権の回収にチャレンジしてはいかがでしょうか。悩んでいても解決はしません。まずは、チャレンジすることです。

晝間 光雄（ひるま みつお）

弁護士。東京弁護士会所属。

昭和60年中央大学法学部卒業。昭和61年司法試験合格。平成元年弁護士登録。

晝間法律事務所

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル601

電話：03-3580-3366

URL：<http://www.b-info.jp/hiruma-law/>